

条 例

議会の議決を経た「千曲市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」
をここに公布する。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第16号

千曲市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

千曲市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年千曲市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の市道については、この条例による改正後の千曲市市道の構造の技術的基準を定める条例第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。